

— 判例研究 —

手形行為につき自己の名義使用を許諾した者は
商法23条の類推適用により手形上の責任を負うと
した事例★

福岡高等裁判所昭和55年5月29日判決

（ 約束手形金請求事件，福岡高裁昭54(ネ)
368号。一審福岡地裁昭52(手ワ)171
号，昭和54年6月12日判決。判例時報
987号105頁，判例タイムズ425号159頁。 ）

前 嶋 京 子

【事実】 Y（被告，被控訴人）〔加茂清香〕は，宝石業を営む訴外A（Yの夫）が昭和51年10月頃不渡手形を出し，銀行取引を停止されていたため，その取引に不都合を生じていたところから，Aの仕事の便宜をはかるため訴外B銀行にY名義の当座預金口座を開設し，Aが必要とするときには直接Y名義で手形の振出をなすことを許諾していた。本件手形も，Aが仕事のうで資金繰りに窮したところからAによって作成されたY名義の手形であって，Aが知合いの訴外C，Eらにその割引の仲介を依頼して交付したものであった。X（原告，控訴人）は，本件手形をC，Eらの

★ 本件の判例研究は，第362回九州産業法研究会における報告に基づき執筆したものである。

依頼により割引いたが、これよりさき、やはりAが同様の方法で振出したY名義の約束手形数通を割引いており、資金不足のため他者に回した手形を除き、それらは何らの支障もなく決済されていた。そして、これらY名義の手形に関し、Yの名が男性の名と紛らわしいところからC、EらはAがB銀行に当座預金口座を有するYであり、同人が自己名義で手形を振り出しているものと誤信しており、さらにXにおいても同様に誤信していた。

Xは本件手形の所持人として、これを満期日に支払場所に呈示したが、支払を拒絶されたとして、Yに対して本件手形金の支払を求めて訴を提起した。原審（福岡地裁昭和56年6月12日判決）では、AがYの代理人として本件手形を振出したものでなく、また、Yの機関として振出したものでもないとき、Xの請求は棄却されたので、Xが控訴した。控訴審においてXは、請求原因として、本件手形をY自身が振り出した旨、また、そうでないとしてもAがYのためにその代理人として振り出した旨を選択的主張とし、予備的主張として、控訴審においてはじめてXは、Yが商法23条による名板貸の責任を負うべき旨を主張した。

裁判所はXの予備的主張を採用し、原審判決を取消し、Xの請求を認容する判決を下した。

【判旨】 「Yは…Aがその宝石商を営むうで仕事の便宜をはかるため、取引銀行に当座預金口座を開設し、同人にY名義の手形を振出すことを許諾していたものであり、手形行為そのものは絶対的商行為であっても、それ自体営業とは直接関係がないので、本件手形の振出しに営業をなすことの許諾を前提とする商法二三条の名板貸の責任に関する規定をそのまま適用することはできないにしても、やはり自己の氏名を使用して手形を振出すことを他人（本件では夫A）に許諾している以上、名義貸与者であるYが手形行為者であるとの外観を信頼した善意の手形取得者に対しては、商法二三条の類推適用により、右手形を振出したAと連帯して手形上の責任を負担することになるのはやむを得ないものというべきである。」

【研究】 本件は、Y名義で訴外A（Yの夫）により振り出された手形

につき、商法23条の類推適用によって名義貸人Yの当該手形に関する責任が肯定された事例である。

I 商法23条は、自己の氏、氏名または商号を使用して営業をなすことを他人に許諾した者は、自己を営業主であると誤認して取引をなした者に対し、その取引に因り生じた債務につき、その他人と連帯して弁済の責任を負う旨を規定している。これは、外観を信頼して取引をした第三者を保護するための規定であって、外観法理ないし禁反言の法理の一表現であるとされる⁽¹⁾。この商法23条の適用ないし類推適用により、名義貸人が自己の名で名義借人によってなされた手形行為に関して責任を肯定されるかについては、以下に述べる三つの類型について論じられなければならない。すなわち、手形行為における名義貸が認められる場合には、営業についての名義貸がなされ、当該営業に関して手形行為がなされた場合と、本件のように営業そのものについての名義貸はなされておらず、銀行との当座預金取引ないし手形行為についてののみ名義貸がなされた場合があり、また、これらの中間的な類型として、もともと営業についての名義貸がなされたのであるが、実際には当該名義は手形行為にのみ使用された場合が存する。

営業についての名義貸がなされ、その営業に関して手形行為がなされた場合にあっては、当該手形行為は営業上の行為に包含されるのであって、名義貸人が商法23条の責任を負うことにつき学説・判例上異論は存しない⁽²⁾。これに対し、本件のように営業についての名義貸はなされておらず、手形行為についてののみ名義貸がなされている場合においては、名義貸人が商法23条の責任を負うかに関し、学説・判例上見解の分かれるところであ

(1) 大隅健一郎 『商法総則』189頁、石井照久 『商法総則』110頁、田中誠二 『全訂 商法総則詳論』279頁、米沢 明 『名板貸責任の法理』234頁等。

(2) 米沢・前掲書 235 頁参照。大隅健一郎=河本一郎 『注釈手形法・小切手法』108 頁等。判例上、最高裁判所昭和42年2月9日第一小法廷判決（判例時報483号60頁）等がある。

る。なお、営業についての名義貸がなされたのであるが、実際には手形行為についてのみ当該名義が使用された場合については、営業がなされていないことから、名義貸の責任は、営業に関連してではなく、単に名義借人による名義貸人の名義でなされた手形行為につき追求されるのであり、手形行為についてのみ名義貸がなされた場合と同様のものとして考察される⁶⁾。

Ⅱ 手形行為についてのみ名義貸がなされた場合の名義貸人の責任について判例をみるに、見解の対立が存する。

最高裁昭和42年6月6日第三小法廷判決⁴⁾では、次に掲げる理論構成のもとで名義貸人の責任を否定している。すなわち、「商法二三条にいう営業とは、事業を営むことをいい、単に手形行為をすることはこれに含まれない」とし、さらに「手形行為の本質にかんがみれば、ある者が氏名、商号等の使用を許諾した者の名義で手形上に記名押印しても、その者自身としての手形行為が成立する余地はなく、したがってその者は手形上の債務を負担することはなく、その名義人がその者と連帯して手形上の債務を負担することもありえないから、この点からみても、手形行為上自己の氏名商号等を使用することを許諾したにすぎない者については、同条は適用されないものと解するのが相当である」⁵⁾としている⁶⁾。この最高裁判決と同様に名義貸

(3) 米沢明「当座勘定契約の締結と商法二三条」民商法雑誌84巻3号406頁、盛岡一夫「商法二三条と手形行為」東洋法学25巻2号89号。

(4) 判例時報 487号56頁。

(5) 判例時報 487号57頁。

(6) 後段の理論構成に関しては、営業について名義貸がなされ、当該営業に関して手形行為がなされた場合における名義貸人の責任とも関連して問題とされるところであり（位野木益雄「手形行為と名板貸の責任」金融法務事情501号10頁、大隅＝河本・前掲書109頁）、また、当該最高裁判決は原判決の理論構成を問題としただけであって、名義貸与者の手形責任を否定する趣旨ではなからうとする見方がある（位野木・前掲12頁、千種秀夫「手形行為と商法二三条の適用の有無」金融法務事情487号29頁）。

人の責任を否定する判決としては、当該判決の差戻審たる大阪高裁昭和43年3月29日判決⁽⁷⁾及び東京高裁昭和48年10月3日判決⁽⁸⁾がある。

しかし、下級審判決の多くは名義貸人の責任を肯定しているものであるといえる。すなわち、札幌地裁昭和45年11月18日判決⁽⁹⁾は、商法23条の適用を営業名義の貸与の場合に限定するのは正当でないとして、商法23条を適用し名義貸人の責任を肯定している。商法23条を類推適用するものとしては、東京地裁昭和37年9月10日判決⁽¹⁰⁾、大阪高裁昭和44年10月28日判決⁽¹¹⁾、福岡高裁昭和46年6月23日判決⁽¹²⁾、東京高裁昭和47年11月29日判決⁽¹³⁾がある⁽¹⁴⁾。さらに、手形行為に関して自己の名義の使用を許諾した者の責任を肯定するにつき商法23条の類推適用と併せて民法109条の類推適用をも認める判決が存する。高松高裁昭和39年1月31日判決⁽¹⁵⁾、東京高裁昭和44年12月25日判決⁽¹⁶⁾がこれに含まれ、民法109条の類推適用のみによる判決としては、東京地裁昭和45年10月6日判決⁽¹⁷⁾が存する。

なお、最高裁昭和55年7月15日第三小法廷判決⁽¹⁸⁾では、名義貸人の責任を

-
- (7) 金融法務事情512号46頁。
- (8) 金融法務事情 730号37頁。なお、本件は受取人たる手形所持人が名義貸の事情を承知していたといえる事例である。
- (9) 判例時報 619号88頁。
- (10) 判例時報 313号7頁。
- (11) 下級裁判所民事裁判例集20巻9・10号 773頁。
- (12) 判例時報647号81頁。
- (13) 判例タイムズ291号343頁。
- (14) 商法23条を適用ないし類推適用し名義貸人の責任を肯定したものと考えられる事例として、名古屋高裁昭和32年12月14日判決（高裁民集10巻12号 699頁）大阪地裁昭和35年10月24日判決（金融法務事情258号5頁）がある。
- (15) 判例時報375号74頁。
- (16) 下級裁判所民事裁判例集20巻11・12号954頁。
- (17) 判例時報613号87頁。
- (18) 判例時報982号144頁。

否定する見解を示した前述の最高裁昭和42年6月6日判決とは事案を異にしているとしつつも、営業について名義の使用が許諾されたが営業は当該名義ではなされず、手形行為についてのみ名義が使用された場合に関し、商法23条の類推適用により名義貸人の責任を肯定している。

以上の様に、手形行為についてのみ名義貸がなされた場合についても、かかる手形行為につき名義貸人の責任を肯定するのが判例の多数であって、その理論構成は多くは商法23条の適用あるいは類推適用によるものといえる。

Ⅲ 学説にあっても、手形行為についてのみ名義貸がなされた場合における名義貸人の手形行為に関する責任を肯定するのが一般であるといえる。しかしながら、その理論構成は、商法23条の適用によるとする説、商法23条の類推適用によるとする説、民法の表見代理ないし表見法理一般によるとする説、機関による手形行為とする説に分かれている。

商法23条の適用によるとする説では、商法23条が外観理論に基づき取引の安全を保護する立法目的を有することから、法文どおり厳格に解するべきではなくて、できるだけ社会的要求に合するようにこれを拡張解釈して、単に手形行為についての名義貸が行なわれたにすぎない場合にも、その適用を認めるべきであるとする¹⁹⁾。商法23条の類推適用によるとする説では、商法23条は、自己の名称を使用して営業をなすことを許諾することを要件としており、単なる手形行為の名義貸について同条の適用は無理であっても、名義貸人は自己が手形行為者であるとの外観を作出しているのであって、名義貸人は同条の類推適用により責任を負うものであるとする²⁰⁾。そし

19) 田中誠二 『手形・小切手法詳論 上』182頁、同・前掲総則詳論283頁。

20) 盛岡・前掲69頁、米沢明「手形行為と名義貸」民商法雑誌84巻2号184頁以下、松岡誠之助「手形行為と名義貸」現代商法学の課題(中)(鈴木先生古稀記念)943頁、本間輝雄・判例研究・法律のひろば34巻6号82頁以下、木内宜彦「手形行為に自己の名義使用を許諾した者の手形責任」週刊金融・商事判例409号5頁、西山忠範・判例研究・ジュリスト522号116頁、中村真澄・商法(総則・商行為)判例百選57頁、永井和之「名義貸人の責任」商法の争点17頁等。

て、商法23条の類推適用によって名義貸人がいかなる理論構成により責任を認められるかに関しては、名義貸人は商法23条の効果として手形行為を行なったと同様の責任を負うのであって、名義貸人が手形行為者であるという外観を信頼した相手方を保護するために、自己の名称の使用許諾を帰責原因として名義貸人が責任を負うとする見解²¹⁾と名義貸与者は自己の名義の使用許諾により、名義借用者を機関として自己が手形行為者であると表示したことになり、結果的には、広義の機関による自己自身の手形行為による責任という構成をとることになるとする見解²²⁾が存する。これらの商法23条の適用ないし類推適用を認めるとする立場に対して、名義貸人の責任を民法の表見代理ないし表見法理一般により認めるとする説では、商法23条の責任は、ほんらい、営業をなすことについての名義使用許諾の場合に関するものであり、これに限定されるものであって、むやみにその射程をひろげるべきではなく、この種の事案は、民法の表見代理ないし表見法理一般によって解決すべきである旨が主張される²³⁾。さらに、名義貸与者の責任を機関による手形行為との法律構成により肯定する説では、商法23条は実質的な取引がなされた場合の規定なので、手形上の記載のうえに法律関係

21) 盛岡・前掲 73頁。

22) 米沢・前掲 民商法雑誌84巻2号186頁。

23) 鴻常夫・昭和41・42年度重要判例解説 195頁、中馬義直・判例研究・ジュリスト 554号112頁、菅原菊志・判例批論・判例時報590号139頁。これは具体的には、例えば、名義貸人が名義借人に対し自己が主債務者として支払義務を負う形式の手形を機関方式で振出す特別の代理権を与え、かような代理権を与えたことを取引銀行、手形受取人たるべき第三者に表示することについても代理権を与えたが、実は名義貸人には支払義務を負う意思はなかったのであり、これはすなわち、名義貸人は代理権を与えた旨名義借人を通じて表示はしたが、実際には名義借人には代理権はなかったというに帰するといった構成によるものであることが示される(中馬・前掲112頁)。

が発展する手形行為については、商法23条的ではなく、手形行為の特性に即応した法律構成が考えられなければならないとする⁶⁴⁾。

上述のように単に手形行為についてのみ名義使用を許諾した場合における名義貸人の責任については、学説上これを肯定するのが一般であるも、その理論構成については諸説の存するところである。而して、これらの学説における理論構成の相違は、商法23条の要件たる「営業をなすことの許諾」を本質的なものとするか否かにあるといえよう。これを本質的なものと考え、商法23条の適用ないし類推適用を営業主体の混同の場合に限るとする立場においては、単なる手形行為に関する名義の使用許諾にあっては、機関による手形行為ないし表見機関の問題と構成し、あるいは、名義貸人自身が手形行為の主体となる意思を有しないことを以て代理権の不存在と構成して表見代理ないし表見法理一般で解決すべきであるとする。これに対し、商法23条は、営業についての許諾を要件としてはいるが、それはその営業についての許諾そのものが重要であるからではなくて、営業についての許諾の結果、第三者が名義貸人を取引行為の主体と誤認することになるそのことが重要だからであるとする立場では、単なる手形行為に関する名義貸においても商法23条の適用ないし類推適用を肯定する⁶⁵⁾。手形行為に関して名義の使用許諾が存する場合においては、名義借人は自己を表示するために名義貸人の名称を使用しているのであって、名義貸人ももとよりその手形行為の主体となる意思は有しないのであり、かかる場合に保護されるべき者も、名義借人に名義貸人を代理する権限があるものと誤認したとするより、むしろ、その手形行為の主体を名義貸人であると誤認したものと言い得る⁶⁶⁾。商法23条の文言を厳格に解する場合においても、その類推適用を肯定するのが妥当であると考えられる。

64) 鈴木竹雄・判例研究・ジュリスト447号141頁

65) 木内・前掲4頁以下。

66) 盛岡・前掲71頁以下。

Ⅳ 手形行為についてのみ名義貸がなされた場合において、名義貸人の責任を肯定する理論構成として、学説においては商法23条の類推適用説が多数説であるとされる²⁷⁾。また判例においても商法23条の適用ないし類推適用による判決が多数を占めている。本件判決も、商法23条の類推適用により名義貸人の責任を肯定する理論構成をとるものであり、学説および従来の判例の傾向に従ったものであるといえる。しかしながら事実関係をみるに、従来のものとは若干状況を異にする。すなわち、従来の事例にあっては、手形取得者は手形振出人と名義借人とが別人であるとまで明確に認識していなくとも²⁸⁾、名義借人が名義貸人自身であるとの誤認がないのに対し、本件では、名義貸人Yの名が男性の名と紛らわしいところから、名義借人Aが銀行に当座預金口座を有するY自身であると手形の割引を仲介したC、Eのみならず本件手形を割引いたXも誤信していた旨が裁判所により認定されている。

名義貸人が手形行為をなしたものと誤認が存する場合には、名義貸人が名義借人とは別人であることが明確に認識されており、かつ、名義貸人が手形行為をなしたものと誤認が存する場合と、名義貸人と名義借人とが別人であるとの認識はなく、名義貸人が手形行為をなしたものと誤認が存する場合があるものと考えられる。後者には、名義借人が名義貸人自身であり、名義貸人が手形行為をなしたものであるとの誤認が存する場合も含まれる。ただし、手形行為は通常営業に関してなされるのであって、手形行為についてのみ名義貸がなされたときには、営業自体は名義貸人の名義でなされているものではないことに鑑み、名義借人が名義貸人自身であるとの誤認が存することは、特殊な場合に限られるものと考えられる。

27) 盛岡・前掲67頁参照。

28) 手形振出人と名義借人とが別人である旨の認識が手形取得者に存した事例としては、福岡高裁昭和46年6月23日判決（判例時報 647号81頁）；東京高裁昭和47年11月29日判決（判例タイムズ291号343頁）がある。

しかしながら、かかる場合にあっては、名義貸人が手形行為をなしたと誤認した者が保護されるべきことに変わりはない⁽⁹⁹⁾。このとき、名義借人が手形行為をなしたものと認識が存在しながら、その名称についての誤認が存するにすぎない場合における当該「名称の誤認」を、名義貸人自身が手形行為をなしたものと誤認から区別しなければならないのは言うまでもない。名称についての誤認が存しても、手形取得者は名義貸人が手形行為者たる外観を信頼した者とは言い得ず、手形行為者に関する誤認が存しなかったのであるから、名義貸人の責任は追求され得ないものである⁽¹⁰⁰⁾。

本件におけるAがY自身であるものとXの誤信について考察するに、裁判所の認定したところによれば、Yの氏名が男性の名前と紛らわしいところから、XはAがY自身であり、同人が自己名義で手形を振り出しているものと誤信していたとする。かかる状況下では、Xは女性であるAの妻が当該手形を振り出したものと外観を信頼したものでないことが当然に帰結される。また、XはYを女性とは認識しないまま、Y自身の信用を調査し、これに信頼したというのでもないことが察せられる。従って、本件におけるXの誤認は単なる「名称の誤認」ではないかと考えられるところ、裁判所は、XはAの氏名を「Y」と誤認したにすぎず、Yを商法23条にいう「営業主なりと誤認して取引」をした事実がない旨の被控訴人の主張に対して、「Xないし前記Cらは、右AをB銀行塩原支店に預金口座を有するYであると信じ、その銀行取引の当事者であるY自身が本件手形を振出しているものと誤認した」⁽¹⁰¹⁾としており、不明瞭ではあるも、XがAの氏名について誤認したのではなく、本件手形の振出人をYと誤認したものと認定して判決を下したと解釈しうる。裁判所が何を以ってXにおいてYが手形行為をなしたものと外観を信頼したものとするのかについては、は

(99) 本間・前掲83頁参照。

(100) 米沢・前掲民商法雑誌84巻2号178頁参照

(101) 判例時報987号108頁。

なはだ不明確であり、疑問の存するところである。

本件は、従来の判例の多数と同じく、商法23条の類推適用により手形行為について名義使用を許諾した者の責任を肯定するものであるも、名義借人が名義貸人本人であり、名義貸人が手形行為をなしたものと誤認が手形取得者に存したとされている点で特殊な事例といえる。ただし、裁判所の認定した事実関係からして、名義貸人が手形行為をなしたものと外観が存し、手形取得者がこれを信頼したものであるかについては疑問の払拭し得ないところであり、手形取得者は名義借人の手形振出につき単にその氏名について誤認したのではないかとの疑点を残すものである。